

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十三条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為（以下「対象犯罪行為」という。）により財産的被害を受けた者に対して、没収された犯罪被害財産、追徴されたその価額に相当する財産及び外国譲与財産により被害回復給付金を支給することによって、その財産的被害の回復を図ることを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義（第二条関係）

一 この法律において「犯罪被害財産」とは、組織的犯罪処罰法第十三条第二項に規定する犯罪被害財産をいうものとする。

二 この法律において「被害回復給付金」とは、給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として第四又は第五によりその金額が算出されるものをいうものとする。

三 この法律において「給付資金」とは、組織的犯罪処罰法第十三条第三項の規定により没収された犯罪被害財産の換価若しくは取立てにより得られた金銭、組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定により追徴された犯罪被害財産の価額に相当する金銭、第五の三による外国譲与財産の換価若しくは取立てにより得られた金銭等であつて、検察官が保管するものをいうものとする。

四 この法律において「支給対象犯罪行為」とは、第四の一の1又は第五の一によりその範囲が定められる対象犯罪行為をいうものとする。

五 この法律において「外国犯罪被害財産等」とは、外国の法令による裁判又は命令その他の処分により没収された財産又は追徴された価額に相当する金銭であつて、日本国の法令によれば対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産等に当たるものをいうものとする。

六 この法律において「外国譲与財産」とは、外国犯罪被害財産等又はその換価若しくは取立てにより得られた金銭であつて、外国から譲与を受けたものをいうものとする。

七 この法律において「費用」とは、この法律の規定による公告及び通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして法務省令で定める費用をいうものとする。

八 この法律において「費用等」とは、費用及び第四の六の4に規定する被害回復事務管理人の報酬をいうものとする。

第三 通則

一 国は、この法律の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被つた者であつてこれにより財産を失つたもの（以下「対象被害者」という。）又はその一般承継人に対し、被害回復給付金を支給するものとする。

と。（第三条関係）

二 一にかかわらず、1又は2のいずれかに該当する者は、被害回復給付金の支給を受けることができないものと

すること。(第四条関係)

1 支給対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害の全部について、そのてん補又は賠償がされた場合における当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人

2 支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支給対象犯罪行為により財産を失ったことについて自己に不法な原因がある者その他被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

第四 犯罪被害財産支給手続

一 手続の開始等

1 検察官は、犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判が確定したときは、支給対象犯罪行為の範囲を定めなければならないものとする。(第五条第一項関係)

2 支給対象犯罪行為の範囲は、(一)及び(二)に掲げる対象犯罪行為について、その罪の種類、時期及び態様、これを実行した者、犯罪被害財産の形成の経緯その他の事情を考慮して定めるものとする。(同条第二項関係)

(一) 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の理由とされた事実に係る対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為

(二) 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の理由とされた事実に係る犯罪行為が対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産に関して行われたものである場合における当該対象犯罪行為及びこれと一連の犯罪として行われた対象犯罪行為

3 検察官は、1に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至ったときは、その時点における給付資金をもっては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合等を除き、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続（以下「犯罪被害財産支給手続」という。）を開始する旨の決定をするものとする。 （第六条第一項関係）

4 検察官は、外国から1に規定する裁判の執行として没収された財産等の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、これを給付資金として保管する前に、犯罪被害財産支給手続を開始することが出来るものとする。 （同条第二項関係）

5 検察官は、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をしたときは、直ちに、支給対象犯罪行為の範囲、支給申請期間等を官報に掲載して公告するとともに、対象被害者又はその一般承継人であつて知れているものに対し、それらの事項を通知しなければならないものとする。 （第七条第一項及び第三項関係）

6 5の支給申請期間は、5による公告があつた日の翌日から起算して三十日以上でなければならないものとする。 （同条第二項関係）

7 検察官は、犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないと認めるときは、犯罪被害財産支給手続を開始しない旨の決定をし、その旨を公告しなければならないものとする。 (第八条関係)

二 支給の申請及び裁定等

1 被害回復給付金の支給を受けようとする者は、支給申請期間内に、申請人が対象被害者又はその一般承継人であることの基礎となる事実、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額、控除対象額(支給対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。)等を記載した申請書に資料を添付して、検察官に申請をしなければならないものとする。 (第九条第一項関係)

2 1による申請をした対象被害者について、当該申請に対する裁定が確定するまでの間に一般承継があったときは、当該対象被害者の一般承継人は、支給申請期間が経過した後であっても、当該一般承継があった日から六十日以内に限り、被害回復給付金の支給の申請をすることができるものとする。 (同条第二項関係)

3 検察官は、支給申請期間等が経過したときは、遅滞なく、申請人が被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当するか否かの裁定をしなければならないものとし、被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当する旨の裁定(以下「資格裁定」という。)をするに当たっては、その犯罪被害額(支給対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額をいう。以下同じ。)を定

めなければならないものすること。(第十条関係)

4 検察官は、被害回復給付金の支給の申請が支給申請期間等が経過した後にされたものであるとき、その他不適法であつて補正することができないものであるときは、その申請を却下する旨の裁定をしなければならないものとし、申請人が、七の1による報告等を命ぜられた場合において、正当な理由がなくてこれに応じないときは、その申請を却下する旨の裁定をすることができるものとする。 (第十一条関係)

5 裁定は、書面をもって行い、かつ、理由を付し、当該裁定をした検察官がこれに記名押印をしなければならないものとする。 (第十二条第一項関係)

6 検察官は、裁定書の謄本を申請人に送達しなければならないものとし、ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送達することができないときは、当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもって送達に代えることができるものとする。 (同条第二項関係)

7 検察官は、裁定をしたときは、資格裁定を受けた者の氏名又は名称及び当該資格裁定において定められた犯罪被害額等を記載した裁定表を作成し、申請人の閲覧に供するため、これを当該検察官が所属する検察庁に備え置かなければならないものとする。 (第十三条関係)

三 支給の実施等

1 検察官は、すべての申請に対する裁定等が確定したときは、遅滞なく、資格裁定を受けた者に対し、被害回復給付金の支給をしなければならぬものとし、支給する被害回復給付金の額は、資格裁定により定め

犯罪被害額の総額（以下「総犯罪被害額」という。）が、給付資金の額から犯罪被害財産支給手続に要する費用等の額を控除した額を超えるときは、この額に当該資格裁定を受けた者に係る犯罪被害額の総犯罪被害額に対する割合を乗じて得た額とし、その他のときは、当該犯罪被害額とするものとする。 （第十四条第一項及び第二項関係）

2 検察官は、1に規定する裁定等の一部が確定していない場合であっても、資格裁定を受けた者（当該資格裁定が確定している者に限る。）に対し、被害回復給付金の支給を受けることができるの見込まれる者の利益を害しないことが明らかであると認められる額の範囲内において相当と認める額の被害回復給付金の支給をすることができるものとする。 （第十五条第一項関係）

3 検察官は、2により被害回復給付金を支給した場合において、1に規定する裁定等のすべてが確定したときは、遅滞なく、資格裁定を受けた者に対し、1により算出される支給すべき被害回復給付金の額から2により支給された被害回復給付金の額を控除した額の被害回復給付金の支給をしなければならないものとする。

（同条第二項関係）

4 検察官は、犯罪被害財産支給手続において、1に規定する裁定等が確定し、かつ、資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等をした後に、当該犯罪被害財産支給手続に係る給付資金を新たに保管するに至った場合において、既に支給等をした被害回復給付金の額が犯罪被害額に満たないときは、その時点における給付資金をもってはその支給に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合等を除き、

当該資格裁定を受けた者に対し、当該給付資金から被害回復給付金の支給をしなければならないものとする
こと。（第十六条関係）

5 検察官は、資格裁定が確定した者について一般承継があつた場合において、その者に支給すべき被害回復
給付金でまだ支給していないものがあるときは、その者の一般承継人であつて当該一般承継があつた日から
六十日以内に届出をしたものに対し、未支給の被害回復給付金の支給をしなければならないものとするこ
と。（第十七条関係）

四 特別支給手続

1 検察官は、一から三までの手続において、（一）又は（二）に該当するときは、残余給付資金（被害回復給付金の支
給等に係る手続が終了した後の残余の給付資金をいう。以下同じ。）をもつては費用等を支弁するのに不足
すると認める場合等を除き、遅滞なく、当該手続における支給申請期間内に被害回復給付金の支給の申請を
しなかつた者又は三の五に規定する一般承継人で三の五の届出をしなかつたものに対して残余給付資金から
被害回復給付金を支給するための手続（以下「特別支給手続」という。）を開始する旨の決定をするものと
すること。（第十八条関係）

（一） 二の１による申請がないとき。
（二） 三の１に規定する裁定等が確定した場合において、資格裁定を受けた者がなく又は資格裁定を受けた
すべての者について被害回復給付金の支給等をしてまなお給付資金に残余が生ずることが明らかであると認

めるとき。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

五 手続の終了

検察官は、1から6までのいずれかに該当するときは、犯罪被害財産支給手続を終了する旨の決定をし、その旨を公告しなければならないものとする。 (第二十一条関係)

1 (一)又は(二)に掲げる規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合において、被害回復給付金の支給等をする前に、当該(一)又は(二)に定める事由に該当するとき。

(一) 一の3 給付資金をもって犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

(二) 一の4 犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないと認めるとき。

2 被害回復給付金の支給等をして給付資金に残余が生じなかった場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

3 被害回復給付金の支給等をして残余給付資金が生じた場合において、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他特別支給手続を開始することが相当でないと認めるとき。

4 特別支給手続を開始した場合において、申請がないとき。

5 特別支給手続において、すべての申請に対する裁定等が確定した場合において、(一)から(三)までのいずれかに該当するとき。

(一) 資格裁定を受けた者がいないとき。

(二) 資格裁定を受けたすべての者について、被害回復給付金の特別支給等をしたとき(当該被害回復給付金の特別支給等に係る額が犯罪被害額に達した場合に限る。)

(三) (二)に掲げる場合を除き、資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の特別支給等をした場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

6 1から5までに掲げる場合を除き、給付資金をもって犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

六 被害回復事務管理人

1 検察官は、弁護士(弁護士法人を含む。)の中から、一人又は数人の被害回復事務管理人を選任し、一の5の通知に関する事務、二の3又は4の裁定のための審査に関する事務、二の7の裁定表の作成に関する事務等の全部又は一部を行わせることができるものとする。 (第二十二条関係)

2 検察官は、被害回復事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務に関し報告をさせることができるものとする。 (第二十三条第二項関係)

- 3 検察官は、被害回復事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は適正を欠いていると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとし、被害回復事務管理人が当該措置を講じないとき、その他重要な事由があるときは、被害回復事務管理人を解任することができるものとする。 (同条第三項及び第四項関係)
- 4 被害回復事務管理人は、給付資金から、費用の前払及び検察官が定める報酬を受けることができ、二の5及び6の規定は当該報酬の決定について準用するものとする。 (第二十六条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこと。

七 雑則

- 1 検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができるものとする。 (第二十八条第一項関係)
- 2 被害回復事務管理人は、被害回復事務を行うため必要があるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができるものとする。 (同条第二項関係)
- 3 被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権

その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅するものとする。 (第二十九条関係)

4 検察官は、五の決定が確定した場合等において、その確定の時に給付資金を保管しているときは、これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。 (第三十四条関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 外国譲与財産支給手続

一 検察官は、外国譲与財産により被害回復給付金を支給しようとするときは、支給対象犯罪行為の範囲を定めなければならぬものとする。 (第三十五条第一項関係)

二 支給対象犯罪行為の範囲は、外国譲与財産に係る第二の五の対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為について、その罪の種類、時期及び態様、これを実行した者、外国犯罪被害財産等の形成の経緯その他の事情を考慮して定めるものとする。 (同条第二項関係)

三 検察官は、外国譲与財産が金銭以外の財産であるときは、その換価又は取立て等をしなければならないものとする。 (第三十六条関係)

四 検察官は、一により支給対象犯罪行為の範囲を定めた場合において、一の外国譲与財産について、これを給付資金として保管するに至ったときは、その時点における給付資金をもっては外国譲与財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合等を除き、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続 (以下「外国譲与財産支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。 (第三十七条第

一 項 関 係)

五 検 察 官 は、外 国 から 外 国 犯 罪 被 害 財 産 等 又 は そ の 換 価 若 し く は 取 立 て に よ り 得 ら れ た 金 銭 の 譲 与 を 受 け る た め 特 に 必 要 が あ る と 認 め る と き は、こ れ を 給 付 資 金 と し て 保 管 す る 前 に、外 国 譲 与 財 産 支 給 手 続 を 開 始 す る 旨 の 決定 を す る こ と が で き る も の と す る こ と。(同 条 第 二 項 関 係)

六 検 察 官 は、外 国 譲 与 財 産 支 給 手 続 に 要 す る 費 用 等 を 支 弁 す る の に 足 り る 給 付 資 金 を 保 管 す る こ と と な る 見 込 み が な い と 認 め る と き は、外 国 譲 与 財 産 支 給 手 続 を 開 始 し な い 旨 の 決定 を し、そ の 旨 を 公 告 し な け れ ば な ら ない も の と す る こ と。(第 三 十 八 条 関 係)

七 第 四 の 規定 の 準 用 に つ い て 所 要 の 規定 の 整備 を 行 う こ と。(第 三 十 九 条 関 係)

第 六 不 服 申 立 て 等

一 1 から 4 ま で に 掲 げ る 処分、決定 又 は 裁定 (以下 「 処分 等 」 と い う 。) に 不 服 が あ る 者 は、そ れ ぞ れ 当 該 1 から 4 ま で に 定 め る 日 から 起 算 し て 三十 日 以 内 に、当 該 処分 等 を し た 検 察 官 が 所 属 す る 検 察 庁 の 長 に 対 し、書 面 に よ り、審査 の 申 立 て を す る こ と が で き る も の と す る こ と。(第 四 十 条 関 係)

- 1 第 四 の 一 の 1 又 は 第 五 の 一 に よ る 支 給 対 象 犯 罪 行 為 の 範 囲 を 定 め る 処分 当 該 処分 の 公 告 が あ っ た 日 の 翌 日
- 2 第 四 の 一 の 7 又 は 第 五 の 六 等 の 決定 当 該 決定 の 公 告 が あ っ た 日 の 翌 日
- 3 第 四 の 二 の 3 又 は 4 等 に よ る 裁定 裁定 書 の 謄 本 の 送 達 が あ っ た 日 の 翌 日
- 4 第 四 の 六 の 4 等 に よ る 被 害 回 復 事 務 管 理 人 の 報酬 の 決定 報酬 決定 書 の 謄 本 の 送 達 が あ っ た 日 の 翌 日

二 検察庁の長は、一の三に掲げる裁定についての審査の申立てが他の申請人に対する裁定についてされたものであるときは、当該他の申請人に対し、その旨を通知し、かつ、意見を記載した書面を提出する機会を与えなければならぬものとする。 (第四十一条関係)

三 検察庁の長は、一による審査の申立てについては、次の一から三までに掲げる区分に従い、当該一から三までに定める裁決をしなければならないものとする。 (第四十二条第一項関係)

1 当該審査の申立てが一に規定する期間が経過した後にはされたものであるとき、その他不適法であるとき 当該審査の申立てを却下する裁決

2 当該審査の申立てが理由がないとき 当該審査の申立てを棄却する裁決

3 当該審査の申立てが理由があるとき 当該審査の申立てに係る一の一から三までに掲げる処分等を取り消し、又は変更する裁決

四 一の一から三までに掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができないものとする。 (第四十六条関係)

五 一の一から三までに掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る三の一から三までに定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するものとし、裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができないものとする。

(第四十七条第一項及び第二項関係)

六 国は、五に規定する訴えが、他の申請人に対する一の3に掲げる裁定又は当該裁定に係る三の1から3までに定める裁決の取消しを求めるものであるときは、遅滞なく、当該他の申請人に対し、訴訟告知をしなければならぬものとする。こと。（同条第四項関係）

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 雑則

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定めるものとする。こと。（第四十九条関係）

第八 罰則

罰則について所要の規定の整備を行うこと。（第五十条、第五十一条関係）

第九 附則

一 この法律は、一部を除いて公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。（附則第二条、第三条関係）